１１．「商業施設及び宿泊施設等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）	
事業内容	「商業施設」や「宿泊施設」等(注１)、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電(注２)のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額（１／１以内）または１／２以内
	設置工事費	定額（１／１以内）

注１：「商業施設」や「宿泊施設」とは、商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、公共施設、飲食施設、時間貸し駐車場、道路運送法による一般自動車道に面した施設等を指す。なお、以下の設置場所のように充電設備の利用者を限定する施設は申請できません。

・個人宅、自宅兼事務所およびそれらに付随する駐車場
・従業員用駐車場
・利用者を会員などに限定した時間貸し駐車場等

注２：「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。

１１－１．「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、（１）～（９）を全て満たすことが必要です。

（１）設置場所が公道(注３)に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所(注４)にあること。
（２）充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
（３）充電場所を示す案内板を商業施設および宿泊施設等の入口に設置すること。
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
（４）充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とします。
（５）充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。
（６）充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示（ＣＨＡＲＧＩＮＧ ＰＯＩＮＴ）を設置すること。(注５)
（７）設置する充電設備は、ＯＣＰＰ１．６以上に準拠した総出力５０ｋＷ以上の急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドであること。(注６)
（８）充電設備が２４時間利用の可否を申告すること。２４時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。
（９）普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドを設置する場合は、実績報告時点で、次項の表の充電口数以下であること。(注７)

※充電設備は２４時間利用可能となるよう努めることを推奨します。
※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注３：土地の所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。
注４：設置場所への出入りや充電を行う際に、都度設置場所の許可を得る必要がある場所、または別の車両の移動を要する場所を除く。
注５：景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により路面表示の設置ができない場合は「代替路面表示」を申告できます。その場合は状況等報告にて理由を申告してください。
注６：急速充電設備と普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドを併設する場合は「一つの工事」として急速充電設備の区分にて申請を行うこと。
注７：補助金を受けずに設置する充電設備は含まない。
なお、その場合は実績報告時に補助金を受けずに設置する充電設備を図面等に示すこと。

・急速充電設備以外の充電口数上限

充電設備の種類	普通充電設備（注８） 充電用コンセント 充電用コンセントスタンド
充電口数上限（注８）	駐車区画数２００以下：充電口４口（注９） ※ただし、駐車区画数を超える充電口数は申請不可 駐車区画数２０１以上：充電口数は駐車区画数の２％以下かつ５０口以下（注１０） ※小数点以下の端数は切り上げ

注８：急速充電設備との併設設置は可能とする。この場合であっても普通充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンドの設置できる充電口数は上表の通りとする。

注９：申請時に既設充電設備があり、充電口１口あたりの直近３カ月の月の平均稼働時間が６０時間以上である場合、上表の充電口数上限を超えて申請できるものとする。ただし、超過して設置できる充電口数は、上表の充電口数を上限とする。

注１０：既設充電設備の口数を含めること。ただし、実績報告までに撤去される既設充電設備の口数は除く。

１１－２．特有の提出書類および申告内容

商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】

１１-３：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

１１-４：「時間貸し駐車場」にて申請する場合に必要な書類

１１-５：選定優先順位５および６の設置場所区分である「コンビニエンスストア」および「自動車ディーラー」にて申請する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

１１-６：設置する施設等の説明

１１-７：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

１１－３．「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、国・地方公共団体等の指導や指示による場合または国・地方公共団体等の指導や指示によらない場合のどちらの場合でも、センターが認めた場合のみ補助対象経費とします。
以下に示す（１）または（２）の書類をアップロードし、提出してください。

（１）国・地方公共団体等の指導や指示により充電スペースを造成することを証する書類

【記載の必須項目】
《作成日》
・本補助金の事業開始日以降である日付の記載
《宛先》
・申請者宛であることの記載
《発行者》
・国、地方公共団体等の名称の記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載
《指導や指示》
・造成しなければならない具体的な指導、指示内容の記載

（２）国・地方公共団体等の指導や指示によらない施設にて充電スペースを造成する場合は、下記の必須項目を記載した書類

【記載の必須項目】
《作成日》
・本補助金の事業開始日以降である日付の記載
《申請者名》
・申請者名の記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載
《理由》
・造成が必要な具体的な理由を記載

１１－４.「時間貸し駐車場」にて申請する場合に必要な書類

「時間貸し駐車場」にて申請する場合、時間貸し駐車場であることを証する表示（料金看板）の写真をアップロードし、提出してください。
時間貸し駐車場であることを証する表示（料金看板）があっても、簡易的に固定されているだけの場合はお認め出来ない場合があります。
また、時間貸し駐車場であることを証する表示が存在しても、会員限定やインターネット予約限定などの駐車場は「時間貸し駐車場」の要件を満たしていないと判断する場合があります。

【写真の確認項目】
《名称》
・時間貸し駐車場の名称
《管理者の氏名および連絡先》
・時間貸し駐車場の管理者の氏名および連絡先
《駐車料金に関する事項》
・時間単位での料金の表示
《利用に関する事項》
・時間貸し駐車場を利用する際の注意事項等

１１－５．選定優先順位５および６の設置場所区分である「コンビニエンスストア」および「自動車ディーラー」にて申請する場合に必要な書類

選定優先順位５および６の設置場所区分である「コンビニエンスストア」または「自動車ディーラー」にて申請する場合、該当する設置場所区分ごとに以下の書類をアップロードし、提出してください。

１１-５-１：「コンビニエンスストア」にて申請する場合
１１-５-２：「自動車ディーラー」にて申請する場合

１１-５-１．「コンビニエンスストア」にて申請する場合

「コンビニエンスストア」がフランチャイズチェーン協会に加盟している場合は、以下に示す（１）、（２）または（１）、（３）の書類をアップロードし、提出してください。
なお、フランチャイズチェーン協会に未加盟の場合は、（３）の書類をアップロードし、提出してください。

（１）フランチャイズ本部の店舗紹介ホームページの画面ＰＤＦ

【記載の必須項目】
《フランチャイズチェーン協会加盟》
・フランチャイズチェーン協会に加盟しているコンビニエンスストアであることの記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載

（２）フランチャイズ本部から申請者に対する設置承諾書（充電設備設置承諾書等）

【記載の必須項目】
《承諾》
・フランチャイズ本部から充電設備設置の承諾の記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載

（３）コンビニエンスストア営業許可証（控え）

【記載の必須項目】
《コンビニエンスストの営業許可》
・コンビニエンスストアとして営業許可が下りていることの記載

《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載
《業態》
・コンビニエンスストアであることの記載

１１-５-２.「自動車ディーラー」にて申請する場合

「自動車ディーラー」にて申請する場合は、以下に示す（１）、（２）の書類をアップロードし、提出してください。
なお、「自動車ディーラー」を運営する法人自身が申請者またはリースの使用者となる場合は（２）の書類は不要です。

（１）自動車メーカーの店舗紹介ホームページの画面ＰＤＦ

【記載の必須項目】
《自動車メーカー》
・自動車メーカー（輸入販売元を含む。）であることの記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載
《取り扱い》
・設置場所となる「自動車ディーラー」が新車を販売していることの記載

（２）設置場所となる「自動車ディーラー」を運営する法人から申請者に対する設置承諾書（充電設備設置承諾書等）

【記載の必須項目】
《承諾》
・「自動車ディーラー」を運営する法人からの設置承諾の記載
《設置場所名称》
・申請で入力した設置場所名称の記載
《設置場所住所》
・申請で入力した設置場所住所の記載

１１－６．設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

・施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《公道名》

・施設に面する公道名

《駐車場の収容台数》

・施設の駐車場の収容台数

※申告された駐車場の収容台数について、根拠資料等を求める場合があります。

《充電口１口あたりの直近３カ月の月の平均稼働時間》

・申請時に既設充電設備があり、充電口数上限を超えて充電設備を設置する場合、既設充電設備の充電口１口あたりの直近３カ月の月の平均稼働時間

１１－７．充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

オンライン申請システムにて設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先（Ｗｅｂサイト名）を申告してください。
掲載先が未定の場合は、未定と申告してください。
既に掲載済みであれば、そのＷｅｂサイトのＵＲＬを申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

・申請で入力した設置場所名称（略称不可）

《充電設備の出力》

・設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

・設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

・設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況